

通関業法施行規則の一部を改正する省令案要旨

- 1 通関業法第4条第2項に規定する通関業許可申請書の添付書面として、改正通関業法第6条第1号に規定する心身の故障により通関業務を適正に行うことができない者に該当しない旨の宣誓書を定めることとする。(施行規則第1条関係)
- 2 改正通関業法第6条第1号に規定する心身の故障により通関業務を適正に行うことができない者として財務省令で定めるものとして、「精神の機能の障害により通関業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」を定めることとする。(施行規則第1条の2の新設)
- 3 この省令は、令和元年9月14日から施行することとする。